

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

洲本市町 上崎 勝規

市町村名 (市町村コード)	洲本市 (28205)	
地域名 (地域内農業集落名)	米山 (米山)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月27日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域の農業経営は露地野菜、玉ねぎ、稲作農家が多く、過去に基盤整備を行った結果、耕作放棄地はない。しかし、高齢化が進みまた、後継者も地元から離れ休日等を利用しての耕作及び農業を手伝う形が多くみられる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

今後、耕作者人口は大きく減少すると考えられるため露地野菜(玉ねぎ、白菜、レタス、キャベツ等)や水稻の機械化を進めなければならない。機械類が高額のため、個人では効率的な農業は難しいと考える。機械の共同利用、共同作業を進めていきたい。また、山が近く鳥獣被害が発生しているため、地域一丸となって鳥獣害対策に取り組む必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	17.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	17.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

都志米山地区および一部都志地区とする。
(別紙地図のとおり)

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域内の農業従事者が高齢になっており、後継者も少なくなっているが耕地放棄地を発生させないように、また、耕作者のいなくなった場合は隣接地を耕地している担い手が借り受けるか、現在の担い手農家に農地を集積していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域計画策定後は農地の貸し借りをを行う場合は、農地中間管理機構を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
地区内で農地についてはほぼ基盤整備が完了している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
高齢者が多い中、地区内での若手オペレーターによる機械の共同化を進める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
家庭内経営が多く、現状経営を維持するためには委託事業も受け入れたい。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
①鳥獣対策として柵を設置している箇所もあるが、個人出費がほとんどのため、集落全体として取り組みを進めていきたい。				
②⑨畜産農家と連携し耕畜連携に取り組むとともに、良質な堆肥を活用して減化学肥料化にも取り組む。				
⑦水路の管理は田主が行っており、ため池管理についても田主が行っているが管理が難しくなっており、多面的機能支払制度や中山間直接支払制度を活用して集落ぐるみで保全・管理に取り組む。				